

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

米国連邦準備制度理事会は8月13日、ニューヨーク等10連銀が公定歩合を7.0%から7.5%に引き上げ、14日から実施することを承認した旨発表した。残るアトランタおよびボストン両連銀についても、同様の引上げがそれぞれ15日と22日承認された(ともに翌日実施)。

今次引上げは、7月2日(6.5→7.0%)に続く本年7回目(通算引上げ幅3.0%)の引上げであるが、その趣旨につき同理事会は、「すでに上昇をみている短期金利に追随したものである」と説明している。

なお、7.5%というのは、連邦準備制度史上最高の水準である。

◇米国、預本金利規制法の延長を決定

米国議会は8月3日、7月末をもって期限切れとなっていた預本金利規制法の74年12月末までの延長を決定した。これにより連邦準備制度理事会、連邦預金保険会社、連邦住宅貸付銀行理事会は、監督下にある金融機関に対する預本金利規制権限(連銀レギュレーションQ等)を上記期限内は引き続き保有しうることとなった。なお、預本金利規制法は66年9月に1年間の時限法として成立し、その後延長を重ねて来たものである。

◇米国、金融制度改革に関する大統領勧告

ニクソン大統領は8月2日、米国金融制度改革に関する7項目の勧告を盛り込んだ教書を議会に送付した。これは、金融制度に関する大統領委員会(President's Commission on Financial Structure and Regulation、いわゆる Hunt 委員会)が71年12月に行った大統領あて答申(47年2月号「要録」参照)を基礎としたうえで、各界の意見を参考して、米国金融制度の非弾力性(inflexibility)を是正するために必要な制度改革の立法化を議会に求めたものである。

同教書によれば、「現行金融制度の非弾力性は、1930年代の不況期に対処するために策定された信用の流れを規制する措置によるものであり、それは最近10年間のような経済の拡大的状況に対応するには不適切である」としており、とくに1969~70年初の金融引締め時において、預本金利に対する上限規制により、①貯蓄金融機関への

資金流入が大幅に減少し、住宅金融部門が打撃を受けたこと、②小口預金者は一般市場金利上昇の恩恵を享受しえなかったこと、などを問題として指摘している。このため、同教書は「国民の利益は硬直的かつ不必要的規制(regulation)を通してよりも自由な競争を通してたらされる」との基本的認識の下に、制度の弾力性と有効性を高めるために「各金融機関が預金吸収能力、貸付能力および租税負担の3点につきほぼ同等の基盤に立ち競争を行う」ことを改革の主眼点に掲げている。なお、Burns連邦準備制度理事会(FRB)議長は、準備預金制度の適用対象先を、FRB加盟銀行のみに限らず全金融機関とすべきであるとかねてから主張しているが、本勧告においては、二重銀行制度(dual banking system)のもつ利点およびFRB加盟銀行は全要求払預金残高の約80%を占めていることなどを指摘して、これを退けている点が注目される。

勧告の概要は次のとおり。

(1) 預本金利の上限規制の撤廃

定期および貯蓄預金に関する現行金利上限規制は5年半以内に撤廃する(ただし、要求払預金に対する付利禁止措置は継続)。

(2) 預金業務の範囲拡大

イ. 連邦貯蓄金融機関に、個人、法人を問わずすべての顧客に対する当座預金、振替可能貯蓄預金(negotiable order of withdrawal、いわゆるN.O.W.勘定)、支払代行(third party payments powers)、クレジット・カード業務を認める(現行は貯蓄預金のみ)。
ロ. 国法銀行に個人、法人を問わずすべての顧客に対する貯蓄預金および振替可能貯蓄預金業務を認める(現行は個人、非営利団体向け貯蓄預金のみ)。

(3) 与信業務の拡大

イ. 連邦貯蓄貸付組合に次の貸付・投資を認める(現行は住宅関連貸付、民間債以外への投資のみ)。

(イ) 総資産の10%の範囲内での消費者ローン供与

(ロ) 不動産貸付(銀行並みの規制)

(ハ) 建設向けつなぎ融資

(ヘ) 総資産の3%の範囲内での地域社会再開発を目的とした居住資産関連貸付(抵当貸付を含む)

(ホ) 連邦住宅貸付銀行理事会の承認リスト等に基づく、信用度の高いコマーシャル・ペーパーおよび事業債の取得(ただし、資産の10%以内)

ロ. 国法銀行に次の貸付を認める。

(イ) 不動産貸付の担保、期間等に関する規制の緩和(現行不動産貸付は担保、期間等につき厳しい規制がある)

(d) 総資産の3%の範囲内での地域社会再開発を目的とした居住資産関連貸付(抵当貸付を含む)

(4) 連邦認可の株式発行形態貯蓄金融機関を認める(現行は相互会社形態のみ)。

(5) 中央割引基金の設立

一時的な流動性枯渇に陥った信用組合(Credit Union)に対する緊急資金供給を目的として中央割引基金(Control Discount Fund)を設立する。

(6) 連邦住宅局保険付きおよび復員軍人局保証付きの各住宅抵当貸付金利の上限は撤廃する。

(7) 税 制

貯蓄金融機関に認められている税法上の優遇措置(貸倒れ準備金に対する特別措置)を廃止する一方、住宅抵当証券投資に対する税法上の優遇措置(当該利子所得の一部につき税額控除)を新たに設ける(本優遇措置は住宅抵当証券投資を行うものすべてに適用される)。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は8月6日、公定歩合を6.25%から6.75%に引き上げ、7日から実施する旨発表した。

本措置の趣旨について同行のBouey総裁は、「銀行貸出およびマネー・サプライが抑制政策にもかかわらずなお急増を続いているほか、欧米における短期金利のいっそうの上昇に伴い内外金利の格差が拡大していることを考慮したものである」と説明している。

歐 洲 諸 國

◇E C、小麦輸出を規制

1. E C委員会は、硬質小麦については8月5日以降、また軟質小麦については8月7日以降にそれぞれ提出された輸出申請に対しては加盟国が当分の間輸出許可を与えない旨決定した。これは、世界市場における小麦価格の高騰に伴い域外への投機的な輸出が急増し、域内での円滑な供給を脅かす懸念が生じたために採られたものである。

2. なお、E C委員会は8月中旬、硬質小麦の輸出停止を引き続き継続する一方、軟質小麦については輸出停止を解除し、あわせて従来の輸出補助金を廃止、かわりに当面輸出課徴金を課する(大麦、とうもろこし等の穀物についてはすで

に実施)ことを決定した。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟店6行は、それぞれ基準金利を8月1日2.0%、8月21~22日1.0%引き上げる旨発表した(実施はいずれも発表の翌日)。この結果、各行の基準金利は11.0%、7日もの通知預金利は9.5%(基準金利マイナス1.5%、従来は1.75%)、一流民間企業向け当座貸越金利は12.0%(基準金利プラス1.0%)となった。

2. 今次2回の引上げは、金融引締め強化による市場金利の急騰に追随したもので、第2回目の引上げを最初に行なったLloydsでは、「基準金利が低すぎることから資金需要が強すぎ、このため遺憾ながら(reluctantly)他のロンドン短期金融市場金利にさや寄せざるをえなかったものである」との説明を行っている。

3. なお、今次の2度にわたる基準金利引上げに際しては、預金金利の引上げ幅が通計3.25%と基準金利および貸出金利の引上げ幅3.0%を上回っているほか、第1回目の預金金利引上げ幅に格差が生じていた点が特色である(別表参照)。

これは所得政策実施下net profit margin(受取り利息から支払利息および経費を控除し、期中平均資産額で除する)の過度の拡大を回避したものであり(注)、第1回の引上げに際し3.0%の大幅引上げを行なったBarclaysでは、「われわれのコントロール外の金融情勢の変化から利益を得ているとの印象を避けるために預金金利を大幅に引き上げたものである」としている。

(注) net profit margin が最近5会計年度中最高2年度の平均を超過した場合、大蔵省は特別預金に対する付利(TBレート並み)の減額ないし撤廃等を行うこととされている(4月号「要録」参照)。

ロンドン手形交換所加盟銀行の通知預金利

銀 行 名	第1回 引 上 げ			第2回 引 上 げ		
	引上げ 発表日	引上げ 幅	新金利	引上げ 発表日	引上げ 幅	新金利
Barclays	8月1日	3.0%	9.25%	8月22日	0.25%	9.5%
Midland	〃	2.5	8.75	〃	0.75	9.5
Lloyds	〃	2.25	8.5	21日	1.0	9.5
Williams and Glyn's	〃	2.25	8.5	22日	1.0	9.5
National Westminster	〃	2.0	8.25	〃	1.25	9.5
Coutts	〃	2.0	8.25	〃	1.25	9.5

◇英国、Page 委員会、国民貯蓄制度に関する報告書を発表

1. 英国の国民貯蓄制度審議会(Committee to Review National Savings、1971年6月5日発足、委員長Sir Harry Page、Page 委員会と略称)は政府の諮詢にこたえ、6月22日報告書を発表した。その主な勧告は以下のとおり。

(1) 信託貯蓄銀行(Trustee Savings Banks)を改組、国民貯蓄制度とは独立した信託相互銀行(Trustee Mutual Banks)とする。この信託相互銀行は通常の銀行業務を行つとともに、資産運用、預金金利決定についても、独自の判断によって行つるものとする(注)。

(注) 現在信託貯蓄銀行は、当座貸越による個人向け貸付、抵当貸付等は認められていない。また普通預金により吸収した資金は運転資金残高を除き National Debt Office への預託が義務づけられているほか、その預金金利も政府により一律に定められている(現行は4%)。

(2) 国民貯蓄銀行(National Savings Bank)については、ほぼ現行どおりの業務内容で、引き続き政府(Department of National Savings)の管轄下に置くものとする。

(3) 現在の貯蓄国債(注1)(National Savings Treasury Securities)、契約貯蓄(注2)(Save As You Earn)は、割増貯蓄債券(Premium Savings Bonds)を除き、新規の発行、契約を停止し、1単位10ポンド、5年満期の新規債により置き換える。割増貯蓄債券についても、最小単位、最低賞金額の引上げを行う。またインフレーション対処策として小額貯蓄者に対し、生計費指数组合の発行を実験的に行う。

(注1) 個人に對し常時売り出されている債券で、主なものは以下の3種。

(1) 国民貯蓄証券(National Savings Certificates)…1単位1ポンド、常時換金可能、利息は換金時に支払われ非課税。保有限度1,500ポンド。

(2) 英国貯蓄債券(British Savings Bonds)…1単位5ポンド、満期5年、1ヶ月の予告で換金可能であるが、満期まで保有すると額面の3%のボーナスが支払われる。利息・ボーナスとも非課税。保有限度10,000ポンド。

(3) 割増貯蓄債券(Premium Savings Bonds)…1単位1ポンド、常時換金可能。利息は付されないが、毎週および毎月抽選により賞金(最高5万ポンド、非課税)が支払われる。保有限度2,000ポンド。

(注2) 1969年10月に新設された一種の積立預金制度。毎月1ポンド以上20ポンド以下(1ポンド刻みで各自選択可能)を5年間積み立てた場合、積立完了時に1年間の積立額に相当するボーナスが支払われ、またその積立預金をさらに2年間据え置くと、再び同額のボーナスが支払われる。ボーナスは非課税。

(4) 自主国民貯蓄運動(注)(National Savings Voluntary Movement)は停止し、貯蓄奨励教育は他の教育機関を通じて行う。

(注) 学校、職場、慈善団体等を通じて国民貯蓄振興を図る自主組

織。上部組織として三つの National Savings Committees がある(イングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランド各1)。

2. なおバーバー蔵相は、本報告書発表の直後、上記(4)の自主国民貯蓄運動について、改革の必要性があるにせよ、全面的に停止する意図はないとして、これについての勧告は受け入れない態度を明らかにした。

◇ブンデスバンク、オペ対象証券の範囲拡大

1. ブンデスバンクは、売オペ対象証券として従来(30日以上)より短期間(5日および10日)の金融市場証券(Geldmarktpapiere)を追加することを決定し、売却を開始した(注)。

(注) オペ金利等は以下のとおり。

	売オペ金利	売却開始日
5日物	6.75%	8月15日
10日物	7.0%	8月13日

2. 本措置は、8月9日の定例理事会後の記者会見で、エミンガー副総裁が「ブンデスバンクは公開市場操作を強化し、市場金利の乱高下を回避する意向である」旨述べたことに関連してとられたものであり、コール市場金利(翌日物)が公定歩合を下回る事態を回避せんとしたものとみられる。

◇西ドイツ、非居住者に対する国内債券売却規制を強化

ブンデスバンクは、非居住者に対する国内債券売却規制(3月号および8月号「要録」参照)を強化するため、8月中旬、銀行協会連合会を通じ加盟金融機関に以下のようないやうを書面で行った。

(1) 金融機関(とくにジロ・ツェントラーレ、抵当銀行等)は金融債発行にあたり、包括証書(Globalurkunde)(注)を今後は最低2枚作成する。

(2) 債券の寄託先銀行(Depotbanken)は、トランク取引(居住者による現物の国外持出し)を通じ非合法なたで国内債が顧客から非居住者に売却されることのないよう、窓口でできるかぎりチェックする。

なおブンデスバンクは上記書面で、要請に従わない金融機関に対しては、非居住者枠(8月号「要録」参照)の配分取消し、ブンデスバンク信用の再審査等を行う旨示唆した。

(注) 債券発行に際し実際の券面の代りとして作成される証書で、これを清算取引所(Wertpapier-Sammelbank)に登録することにより債券の発行が行われる。非居住者に対するクーポン税は同証書を2枚以上発行する場合に課される扱いとなっているため、1枚の包括証書による債券発行は、発行銀行からは割安な外貨資金調達方法として、また非居住者からは免稅特典のある有利な金融資産として注目され、取引が急増していた。

◆フランス銀行、公定歩合を引上げ

1. フランス銀行は8月2日、公定歩合を1%引き上げる旨発表した(即日実施)。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	9.5% (8.5%)
証券担保貸付	11.0% (10.0%)
輸出関係手形(中期)	
E C諸国向け	9.5% (8.5%)
その他向け	4.5% (据置き)

2. 今回の公定歩合引上げは前回同様インフレ抑制をねらったもので、さきのインフレ対策強化措置(7月5日)実施後も、物価の騰勢が改まらないうえ、財政面からは十分な景気抑制効果が期待できない現状にあるため、金融面からの抑制姿勢を一段と強化したものとみられている。

◆フランス銀行、金融市場介入方式を追加修正

1. フランス銀行は7月30日、さきの金融市場介入方式の修正(6月21日実施)に続きさらに次のような追加修正を行う旨発表、即日実施した。

(1) 公共手形(大蔵省証券)および特殊金融機関発行中期債は翌日もの、7日ものの売戻条件付きオペを停止し、期間1か月以上の売戻条件付きオペのみ行う。

(2) 一部民間手形(注)について行われていた売戻条件付き翌日ものオペを停止する。

(注) 中期信用手形については6月の改正で、補助的資金供給手段として翌日もの、7日ものの売戻条件付きオペが残されていたが、今回の改正で7日ものオペのみが残ることとなった。

2. 今回の追加修正は前回修正措置の趣旨(①フランス銀行の金融市場に対する主体性の確立、②市中金融機関の貸出行動における自己責任の確立、③金融市場の育成、など)徹底を図ったもので、2回にわたる修正の結果、フランス銀行のオペ方式は今後次のような形をとることとなった。

(1) 第1種民間手形のうち短期手形は買切りオペ、金利は入札方式により決定。

(2) 公共手形(大蔵省証券)はフランス銀行が決定する金利による1か月、3か月、6か月ものの売戻条件付きオペ。

(3) 特殊金融機関発行の中期債はフランス銀行が決定する金利による1か月、3か月ものの売戻条件付きオペ。

(4) 中期信用手形はフランス銀行が決定する金利による7日ものの売戻条件付きオペ。

(5) 第2種民間手形は買切りオペ、金利は入札方式により決定。

◆フランス、市中貸出金利を引上げ

クレディ・リヨネ銀行(Crédit Lyonnais)は8月6日、最近の金融市場金利の騰勢および公定歩合引上げを背景に短期貸出基準金利を一挙に1%引き上げ(8.2→9.2%、商業手形割引歩合 8.6→9.6 %)、7日から実施することを決定、他の市中銀行もこれに追随した。

今回の引上げは昨年9月以降7度目の引上げであり、今回の大幅引上げにより累計引上げ幅は3.1%に達し、その水準も既往ピーク(8.2%)を更新した。

◆フランス、為替管理を緩和

フランス政府は8月9日、対外支払および輸出取引について、概要次のとおり為替管理を緩和するとともに現行為替管理体系の簡素化を図った。

(1) 海外渡航

イ. 渡航費用(旅費、ホテル代等)の送金を完全に自由化。

ロ. 居住者の外貨またはフランス銀行券持出し限度額を1人1回当たり5,000フラン相当額に引上げ(従来は外貨3,500フラン相当額、フランス銀行券500フラン)。なお、業務渡航の場合は上記持出し限度額に加え、1日当たり500フラン相当額の外貨持出しが可能(従来は1日当たり400フラン、限度8,000フラン)。

(2) 海外向け一般送金

イ. 小額送金の限度額を1,500フランに引上げ(従来1,000フラン)。

ロ. 海外不動産投資のうち、居住者の住宅取得に関する送金限度額を1件当たり300千フランに引上げ(従来150千フラン)。

また、取得物件の維持・管理のための費用に関しては送金制限を撤廃(従来は限度年4,000フラン)。

ハ. 親族送金(贈与)の限度額を1受益者当たり500千フランに引上げ(従来50千フラン)。

ニ. 海外に2年以上滞在し非居住者扱いとなったフランス人の在仮資産の回収を自由化。

(3) 輸出入関係

イ. 1件50千フラン未満の輸出入については支払場所指定の義務を免除(従来は10千フラン未満)。

また1,500フラン以下の輸入決済には通関書類の提出不要。

ロ. 経常支払取引に関する先物カバー取引をすべての役務取引に拡大(従来は商品輸入のみ)。

ハ. 輸出に関する先物カバー取引については、輸出契約締結前においても行うことを認める(従来は輸出契約締結後)。

ニ. 先物取引の更新を期間3か月の範囲内で認める
(従来は不可)。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は8月7日、基準割引歩合(為替手形および政府証券の割引歩合)を0.5%、その他の割引・貸付歩合を1.0%それぞれ引き上げ、翌8日から実施する旨発表した。この結果、同行の公定歩合は以下のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

為替手形および政府証券	6.5%(6.0%)
約束手形	7.5%(6.5%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	8.5%(7.5%)
その他向け	7.5%(6.5%)

2. オランダ銀行は今回の引上げにつき、「最近における内外金利の上昇に合わせたもの」との説明を行っており、ベルギー、フランスの公定歩合引上げ(実施はいずれも8月2日)に歩調を合わせたものとみられる。なお今回の引上げは6月以来4回目であり、引上げ幅は通計で基準割引歩合2.5%、その他の割引・貸付歩合は3.0%となつた。

◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は8月1日、国内インフレ抑制の見地から公定歩合を0.5%引き上げ、2日から実施することを決定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引

銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)および輸出、輸入関係手形	6.5%(6.0%)
その他の手形	8.0%(7.5%)
貸付	8.0%(7.5%)

2. なお、ベルギー国民銀行は本措置にあわせ再割引限度額を9月1日から約10%削減することを決定したほか、市中銀行との協定による流動性凍結措置を強化する意向と伝えられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1972年および73年第1四半期の国民所得勘定を発表

韓国銀行は、このほど1972年(確定計数)および73年第1四半期(暫定計数)の国民所得勘定を発表した。

韓国の国民所得勘定

(前年または前年同期比増減(△)率・%)

項目		1971年	1972年	1973年第1四半期
G N P	総額	9.2	7.0	19.0
	農林水産業	3.3	1.7	15.2
	鉱工業	16.9	15.0	29.7
	うち製造業	17.7	15.7	30.8
	建設業および社会間接資本	6.7	5.9	15.0
その他		9.8	5.8	13.4
G N E	個人消費支出	10.4	7.0	9.6
	政府の財貨・サービス経常購入	10.7	4.4	1.3
	国内総固定資本形成	4.7	△ 3.2	16.2
	財貨および用役の輸出	20.5	40.1	87.9
	(控除)財貨および用役の輸入	20.4	3.6	50.5

(注) 1970年不变価格による。

(1) これによると、72年は、鉱工業部門がウォン為替相場の下落にささえられた輸出の好伸を主因にかなりの拡大を示したもの、設備投資の減少や民間消費の伸び率鈍化などから、建設・社会間接資本、その他の各部門が不振であったため、GNP成長率は7.0%と65年(6.1%)以来の最低となった(66~71年間の年平均成長率10.8%)。ちなみに、同年のGNPは3,860十億ウォン(98億ドル相当)、また1人当たりの国民所得は100千ウォン(255米ドル相当)である。

(2) 次に73年第1四半期は、輸出が一段と増勢を強めているほか、これに刺激されて設備投資が拡大に転じたこともあって鉱工業部門が好伸しており、建設・社会間接資本、その他の各部門も増勢を回復している。このためGNPは前年同期比19.0%増を記録、また輸入の増勢も急速に高まるなど早くも景気過熱の様相がうかがわれる。

◇香港、預金・貸出金利を引上げ

香港為替銀行協会(The Exchange Banks Association)は、通知預金および定期預金の協定金利をさる6月の引上げに統いて、8月1日(0.25~1.0%)および同17日(0.25~0.5%)の2回にわたり引き上げた。今回の引上げは、株価暴落に伴う内外投機資金の流出や引き続く海外金利高を背景に預金が純減傾向をたどっている状況に対処してとられたものである。

引上げの内容は次のとおり(年率・%、カッコ内は旧金利)。

	8月1日改訂	8月17日改訂
通知預金	6.0 (5.0)	6.5 (6.0)
定期預金		
3ヶ月もの	6.5 (6.0)	7.0 (6.5)
6ヶ月もの	6.75 (6.25)	7.0 (6.75)
1年もの	6.75 (6.5)	7.0 (6.75)
ただし、普通預金利は3.5%のまま据置きとなったが、これはwith holding tax(15%)の免税上限金利が3.5%となっているため。		

一方、これに伴って主要英系2行(香港上海、チャータード)では、貸出プライム・レートを8月1日および同20日にそれぞれ0.5%ずつ計1.0%引き上げて9.0%とし、本邦為銀各支店もこれに追随した。

◇フィリピン、1974年度予算案を発表

フィリピン政府は7月19日、1974年度(73年7月~74年6月)予算案を発表した。同予算案では、前年度に引き続き食糧の増産、インフラストラクチャの拡充、教育の普及など社会経済開発計画推進のための支出増大が目だっている。概要、次のとおり。

(1) 歳入面では輸入税や消費税などを中心に税収の伸長

フィリピンの1974年度予算案

(単位：百万ペソ)

	1973年度 決算見込み	1974年度 予算	前年度比	
歳 入	(一般財源) 税 うち消費税 免許・事業税 所得税 輸入税 官公事業収入 その他の (臨時財源) 借入 その他の	6,365 5,674 728 1,449 2,037 1,325 623 68 2,220 1,973 247	7,181 6,443 856 1,569 1,946 1,582 669 69 1,464 1,449 15	12.8 13.6 17.6 8.3 △ 4.5 19.4 7.4 1.5 △ 34.1 △ 26.6 △ 93.9
	合計	8,585	8,645	0.7
	経済開発費 社会開発費 国防費 一般行政費 公債費	2,929 2,038 1,253 848 922	3,414 2,442 1,373 855 522	16.6 19.8 9.6 0.8 △ 43.4
	合計	7,990	8,606	7.7
	差引余剰	595	39	

(前年度<決算見込み>比13.6%増)を見込んでいるものの、借入れ(国債発行、外国借款が主体)の大幅削減(同26.6%減)を予定しているため、総額86.5億ペソとほぼ前年度並みの規模にとどまっている。

(2) 一方歳出は、公債償還費の著減(同43.4%減)、一般行政費の抑制(同0.8%増)がみられる反面、経済開発費(同16.6%増)や社会開発費(同19.8%増)が大幅に増加しているため、総額86.1億ペソと前年度比約8%の増加。この結果、総合収支じりは39百万ペソと前年度(595百万ペソ)に比べ黒字幅は大幅縮小。

◇マレーシア、商業銀行の流動比率等を引上げ

1. マレーシア国立銀行は8月1日、商業銀行の流動比率および預金金利の一部を次のとおり引き上げる旨発表した。

(1) 商業銀行の流動比率

8月16日以降、20%から25%に引き上げる。

(2) 預金金利(8月1日から実施)

定期預金

	新	旧
9ヶ月もの	6.5%	6.0%
1年もの	7.0	6.25

ただし、1ヶ月もの(従来3.5%)、3ヶ月もの(同5.5%)、6ヶ月もの(同5.75%)および貯蓄預金(同4.5%)はいずれも据置き。

2. 今回の措置は、本年初来民間設備投資の活発化を映して銀行貸出が大幅増加(73年1~3月、前年同期比24.6%増)を示し、これが食料品・輸入品価格の高騰とともに消費者物価上昇の大きな要因となっていることから採られたものとみられている。

◇インド、支払準備率等を引上げ

1. インド準備銀行は8月14日、支払準備率および純流動比率の引上げを実施する旨発表した。

本措置の概要次のとおり。

(1) 支払準備率を5%から7%に引き上げる(実施は2段階に分け、9月8日以降5→6%、9月22日以降6→7%)。

(2) 純流動比率を39%から40%に引き上げる(9月8日から実施)。

2. 本措置は、公定歩合引上げ等の金融引締め策(7月号「要録」参照)にもかかわらず、物価の騰勢が依然続いていることに対処してなされたものであり、政府もインフレの主因とみられている財政赤字を縮小すべく、本年度財政

支出の削減を決定(注)した。

(注) 政府は8月10日、本年度(73年4月～74年3月)財政支出(総予算771億ルピー)のうち、非開発費を中心に40億ルピーの支出削減を図ることを決定。

◇パキスタン、公定歩合の引き上げ等を実施

1. パキスタン国立銀行は8月15日、公定歩合引き上げはじめとする一連の金融引締め措置を発表し、翌16日から実施した。

本措置の概要、次のとおり。

- (1) 公定歩合を6%から8%に引き上げる。
- (2) 商業銀行の流動比率を30%から35%に引き上げる。
- (3) 預・貯金利を次のとおり改訂する。

	新	旧
貯蓄預金	5.0%	6.0%
定期預金		
3ヶ月以上 6ヶ月未満	5.5	6.75
6ヶ月 1年	5.75	7.25
1年 2年	6.0	8.0
2年 3年	6.5	8.5
3年以上	7.0	9.0

4) 銀行の貸出最高金利を、指定銀行については10%から11%に、非指定銀行については11%から12%にそれぞれ引き上げる(ただし、商工業向け小額貸付、農業貸付関係は据置き)。

2. 今回措置の背景としては、①食料品価格および輸入価格の上昇を主因に物価の騰勢が目だち、本年に入ってインフレ傾向が一段と強まっていること(消費者物価、72年1～3月前年同期比+5.5%、73年1～3月同+14.1%)、②海外市況高騰を映じた輸出好伸、電力事情の好転等による生産・投資活動の活発化などから、銀行貸出が民間部門を中心に拡大していること(72年1～3月前年同期比+11.5%、73年1～3月同+20.1%)、③72年度予算が経済再建支出、軍事費の増加から大幅赤字(60億ルピー、71年度54億ルピー)となったうえ、本年度予算でもいっそうの赤字幅拡大(71億ルピー)が予想されているため、インフレ抑制には金融引締めが不可欠とみられている、などの事情が指摘されている。

◇パキスタン、1973年度予算を発表

パキスタン政府は6月9日、1973年度(73年7月～74年6月)予算を議会に提出した。

本予算の概要は次のとおり。

- (1) 賽出は、軍事費が前年度比微減ながら電力、運輸、かんがい等諸部門の拡充を主体とする開発支出の大幅増加に加え、対外債務の返済もあって、総額156億

パキスタンの1973年度予算

(単位・億ルピー)

	1972年度 (修正)	1973年度	前年度比 %
歳 入	76	85	12.2
うち 所得税・法人税	11	11	0.3
関 稅	26	31	18.8
消 費 税	23	23	4.2
歳 出	135	156	15.4
うち 軍 事 費	44	42	△ 4.7
債 務 返 済	15	30	2.0倍
開 発 費	47	61	29.2
差引き不足額	60	71	18.8
外 国 援 助	34	35	2.9
国 内 調 達	26	36	39.3

ルピーと前年度修正予算比15%増。

- (2) 賽入は、関税引上げ(輸出税—綿花、綿糸等、輸入税—自動車等)による関税収入の増加を見込んでいるものの、その他諸税の伸び悩みから、総額では85億ルピーと、前年度比12%の増加にとどまる見通し。
- (3) このため収支じりは、前年度を上回る大幅赤字(71億ルピー)となっているが、外国援助が前年並みにとどまる見込みから、その過半が国内借入れ(中銀の短期証券引受け、市中銀行借入れ)で賄われる形となっている。

◇バングラデシュ、1973年度予算を発表

バングラデシュ政府は6月14日、1973年度(73年7月～74年6月)予算案を発表した。同国では、独立以来、農・工業生産の不振、食料不足、インフレ加速化など経済危機状態が続いていることから、本予算案では、農・工業生産の増強、産業基盤の整備等が主眼とされている。

本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 賽出は、国営企業の設備拡張を中心とする工業関連投資(前年度修正予算比2.7倍)および電力開発、運輸拡充など、産業基盤整備のための支出(同+56.4%)急増を主因とする開発支出の好伸(同+48.6%)に加え、一般行政費、軍事費の増加もあって、総額82億タカと前年度を2割方上回る規模となっている。
- (2) 一方歳入は、各種税率の改訂(輸入税、販売税、消費税等)および輸出入拡大を映じた諸税の大幅増加や、公共料金引上げなどから、総額41億タカ(前年度比+69.6%)と歳出を大きく上回る伸びを示している。

バングラデシュの1973年度予算

(単位・億タカ)

	1972年度 (修正)	1973年度	前年度比
歳 入	24	41	69.6%
うち 関 稅	10	14	40.0
販 売 稅	3	5	54.3
消 費 税	6	12	87.8
歳 出	69	82	19.3
うち 一 般 行 政 費	9	10	18.5
軍 事 費	3	5	88.0
復 興 費	16	8	△ 52.8
開 発 費	30	45	48.6
差引き不足額	45	41	△ 8.1
外 国 援 助	32	35	10.6
国 内 調 達	13	6	△ 54.9

(注) 1タカ(Taka)は1 インド・ルピーと等価で、6月末現在1米ドル当り7.337タカ(市場セリング・レート)。

(8) この結果、収支赤字幅は41億タカと、前年度(45億タカ)に比べ縮小する見込みとなっているものなのなお大幅で、前年度に引き続き、その大半を外国援助に依存することとしている。

◇豪州、支払準備率等を引上げ

豪州では、輸出の好伸、国内消費需要の増大等からこのところ銀行貸出が一段と増勢を強めインフレを加速化している。このような状況に対処するため、同国準備銀行は8月に入り支払準備率、預金金利をあいついで引き上げた。

各措置の概要は次のとおり。

- (1) 商業銀行の支払準備率を8月2日、同28日の2回にわたり各1%引上げ(7.6→9.6%)。
- (2) 商業銀行の定期預金(5万豪ドル未満)金利を8月3日以降次のとおり改訂(5万豪ドル以上は従来どおり最高6.5%)。

期 間	新	旧
3か月以上～1年未満	4.5%	4.3%
1年 ツ～2年 ツ	5.0	4.5
2年 ツ～4年 ツ	5.5	5.0
4年 以 上	6.0	5.5

なお、貸出最高金利(現行7.75%)も近く0.5%程度引き上げられるものとみられている。

◇豪州、1974年度予算案を発表

豪州政府は8月21日、1974年度(73年7月～74年6月)

豪州の1974年度予算

(単位・百万豪ドル)

	1973年度 (当初予算)	1974年度	前年度比
歳 入			%
所 得 税	5,298	7,042	32.9
物 品・消 費 税	1,283	1,549	20.7
販 売 税	736	889	20.8
関 稅	525	569	8.4
そ の 他	1,605	1,432	△ 10.8
合 計	9,447	11,481	21.5
歳 出			
國 防 費	1,323	1,266	△ 4.4
州 交 付 金	2,466	3,393	37.5
州事業および 住 宅 計 画 費	982	1,417	44.3
社 会 保 障 費	2,077	3,417	64.5
一 般 行 政 費	775	928	19.7
そ の 他	2,453	1,747	△ 28.8
合 計	10,077	12,168	20.8
収 支 じ り	△ 630	△ 687	9.0

予算案を議会に提出した。本予算は社会保障、住宅、教育などの拡充を主眼とした社会福祉型予算となっており、赤字幅が前年度(当初予算)比1割方拡大をみるなど多分に景気刺激的である。

本予算の概要、次のとおり。

- (1) 歳入総額は115億豪ドルと前年度当初予算比21.5%の大幅増。これは、輸入関税の一括25%引下げから関税收入の伸びが同8%台にとどまっているものの、法人税率の引上げ(一律5%)や所得増加に伴う自然増による所得税の大幅増加(同32.9%増)のほか、ガソリン、たばこ等の税率引上げに伴う物品・消費税の増収(同20.7%増)も見込まれている。
- (2) 歳出は、年金拡充を主体とした社会保障費(同64.5%増)や地方産業の振興、低所得者用住宅建設などを目的とする州事業・住宅計画費(同44.3%増)の大幅増額から、総額122億豪ドル(同20.8%増)に達している。
- (3) この結果、収支赤字額は約7億豪ドルと前年度を60百万豪ドル上方回っているが、同赤字は主として国債の発行でまかなわれることとなっている。

◇豪州、輸入関税引下げを実施

豪州政府は7月18日、全輸入品目に対する関税率を一律25%引下げける旨発表、ただちに実施した。

本措置は輸入価格の引下げおよび輸入量の増加により、国内物価を沈静化するために採られたものである。

なお、政府は本措置の国内産業(とくに自動車、織維、

化学、電子工業など)への影響を考慮し、調査委員会(企業に対する救済措置を政府に勧告することを目的)の設置を決定するとともに、74年度(73年7月~74年6月)予算において企業ないし失業者救済のため25百万豪ドルの予算措置を講じた。

◇ニュージーランド、支払準備率制度を実施

ニュージーランド政府は5月28日、商業銀行に対する支払準備率制度を6月1日から実施する旨発表した。

同国では景気拡大を映じマネー・サプライが急増しているが、従来の金融調節手段である貸出限度額規制およびガイドライン政策では流動性調節の面でさしたる実効が上がらなかったことから、これらに代わるものとして本制度が実施された。

本措置の概要次のとおり。

(1) 6月1日から適用する準備率は、要求預金に対し42%、定期預金に対し17%とする(7月1日からそれぞれ44%、18%に再引き上げ実施済み)。

(2) 準備率算出方式は次のとおり。

$$\text{準備率} = \frac{\text{準備資産}(\text{預け金} + \text{現金} + \text{短期証券} + \text{国債})}{\text{要求預金}(または定期預金)} \times 100(\%)$$

(注) 預金は前月の月中平残、準備資産は当該月の月中平残とする。

共産圏諸国

◇ソ連、1973年上期工業生産実績を発表

ソ連中央統計局は、このほど本年上期の工業生産実績を発表した。これによれば、上期の工業生産は、前年同期比+7.0%と本年間目標(前年比+5.8%)はもとより72年実績(前年比+6.5%)を上回った。部門別にみると、

ソ連の部門別生産の伸び率

(前年同期比・%)

	1973年 上期	1972年 上期
合 計	7.0	6.8
電 力	5	9
燃 料	6	5
鉄・非 鉄 金 属	6	6
化 学・石 油 化 学	10	10
機 械 製 作・金 属 加 工	12	11
木 材・木 材 加 工、 紙・セ ル ロ イド	5	5
建 築 資 材	8	6
輕 工 業	3	3
食 料 品	3	4
文 化 生 活 用 品	10	10

ソ連の主要品目の生産実績

	1973年上期	1972年上期	
		前年同期比伸び率	前年同期比伸び率
電 力 (十億kw/h)	449	5 %	8 %
石 油 (百万トン)	203	5	6
ガ ス (十億m³)	117	6	5
石 炭 (百万トン)	335	3	2
鋼 鉄 (〃)	65	4	4
無 機 肥 料 (〃)	35.4	9	8
合 成 树 脂・ プラスチック (〃)	1.1	15	8
化 学 纖 维 (千トン)	401	10	10
金 属 切 削 工 作 機 械 (千台)	105	△ 1	1
計 算 機・部 品 (百万ループル)	727	34	29
化 学 工 业 設 备・部 品 (〃)	314	12	8
乘 用 车 (千台)	437.3	30	44
ト ラ ク タ ー (〃)	250	5	0.9
セ メ ン ト (百万トン)	53.9	5	4
綿 織 物 (百万m²)	3,284	2	2
く つ (百万足)	340	2	△ 4
食 肉 (百万トン)	3.6	△ 6	8
バ タ ー (千トン)	597	16	12
テ レ ビ (百万台)	3.1	8	△ 2
冷 藏 庫 (〃)	2.7	9	10

化学・石油化学(前年同期比+10%)、機械製作・金属加工(同+12%)などが本年における重工業生産重視の政策を映して好調に推移している反面、軽工業(同+3%)および食料品(同+3%)は、昨年における農業不作の影響もあって引き続き不振を示している。

◇ユーゴスラビア、変動相場制に移行

ユーゴスラビア政府は7月11日、ユーゴ・ディナール(平価1米ドル=17ディナール、変動幅は上下各2.25%)を変動相場制に移行する旨発表、翌12日から実施した。この結果、インター・バンク市場における主要交換可能通貨に対するディナールの為替相場は、別表のとおり、米ドル、英ポンド、フランス・フランに対しては切上げ、ドイツ・マルクに対しては切下げの形となった。ユーゴスラビア当局によれば、今回の措置は本年2月以降西欧諸国が変動相場へ移行したにもかかわらず、同国が固定相場を維持したためディナールが投機の対象となっている事情にかんがみ、対策として採られたものであると、説明されているが、一次産品市況の上昇や、西側先進国からの輸入工業製品値上がりに伴う輸入物価の高騰に対処して行われた面も見のがしえない。

ユーゴスラビアのインター・バンク市場の為替相場

(単位・ディナール)

	従来 (6月27日)	変動相場 移行後 (7月12日)	変更率 (△は切下げ)
米 国 (1 ドル当り)	16.62	15.95	4.2 %
英 国 (1 ポンド々)	40.36	36.27	11.3
西ドイツ (1 マルク々)	5.78	5.94	△ 2.7
フランス (1 フラン々)	3.63	3.46	4.9

(注) 1. インター・バンク市場は本年5月8日から発足。

2. 上記為替相場は毎週火、木曜取引で決定される終り値で、基準相場といわれる。

◆中国の1973年上期農工業生産実績

標記実績に関する北京放送、国営通信社新華社等の報道次のとおり。

(1) 農 業

小麦、大麦、えんどう等夏収作物の生産(年間の穀物生産の約3割に当たる)は昨年後半から今年にかけて干ばつに見舞われたにもかかわらず、播種面積の拡大、水利事業の進展などに支えられて建国以来2番目の豊作を記録した昨年に匹敵する水準となった。

これを地域的にみると、黒竜江、浙江、江西等の省では昨年を下回ったものの、河北、江蘇、安徽等の省においては前年を上回ったほか、北京、天津両市郊外区では前年比3割増、河南省では同1割増となった。

(2) 工 業

本年上期の工業生産は29省市のうち過半数の18省市で生産目標を超過達成。数字が発表されている8省市の成長率は前年同期比7~16%増、とくに陝西、江蘇、福建、湖南、青海の各省では同12~15%増の高い伸びを示している。業種別には、下記のとおり鉄鋼、石油、石炭等の基幹産業が順調な伸長を示しているほか、ほとんどすべての省市において化学肥料、トラクター、農業用内燃機、揚水ポンプなど農業支援工業が前年同

期に比べて2~5割の大幅増加となっている。

イ. 鉄鋼……中国最大の鉄鋼コンビナート鞍山鋼鐵公司がある遼寧省では、品目により前年同期比10~30%増加し、また、上海市では粗鋼同10%、鋼材同21%、北京市では粗鋼同9%、鋼材同36%それぞれ増加を示現、さらに馬鞍山鋼鐵公司、武漢鋼鐵公司でも前年同期実績を上回った。

ロ. 石油……蘭州精油所の上期生産は前年同期比12.2%増加したほか、中国最大の大慶油田、これに次ぐ玉門油田でも目標生産額を超過達成。

ハ. 化学肥料……山西省では前年同期比40.7%、遼寧省では同50%それぞれ著増をみたほか、吉林省が史上最高、そのほかの省市でも前年同期実績を大幅に上回った。

ニ. 機械……遼寧省では品種により前年同期比10~30%、黒竜江省では同11%、浙江省でも同28%それぞれ増産となった。

◆中国、イタリア・カナダと商標登録に関する協定を締結

中国は、イタリア(73年1月)、カナダ(73年7月)との間に商標登録に関する協定を締結した。同協定は相互の国の個人、組合、会社、政府企業が相手国において商標登録を出願し、商標専用権を得ることを認める旨規定していると伝えられる。中国が西側先進国とこうした協定を締結したのははじめてのこととで、同国が西側先進国に対し工業所有権の一つである商標権を認めたことは、同じ工業所有権の特許権保護(注)に踏み切る前兆ではないかとみる向きもあり、その成り行きが注目される。

(注) 中国は特許権を認めず、工業所有権保護同盟条約にも加盟していない。このため西側先進国が先進的な技術設備を同国に輸出するにあたり、特許料などの取扱いについてトラブルが生じ、貿易拡大の阻害要因となることが多い。